資　料

機械受注統計調査報告（平成23年６月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による（巻末の別紙参照）。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成22年7～9月	10～12月	23年1～3月	4～6月	平成23年3月	4月	5月	6月
受注総額	59,380	61,589	67,789	61,253	19,742	20,354	19,893	21,005
	(6.5)	(3.7)	(10.1)	(−9.6)	(−20.4)	(3.1)	(−2.3)	(5.6)
	〔 25.5〕	〔 15.7〕	〔 18.8〕	〔 9.4〕	〔 4.9〕	〔 3.7〕	〔 14.7〕	〔 10.4〕
民需	26,640	26,554	27,362	27,926	8,229	8,461	8,873	10,591
	(9.5)	(−0.3)	(3.0)	(2.1)	(−19.8)	(2.8)	(4.9)	(19.4)
	〔 16.1〕	〔 13.6〕	〔 10.8〕	〔 15.4〕	〔 −1.7〕	〔 −3.6〕	〔 20.1〕	〔 28.2〕
〃（船舶・電力を除く）	21,596	20,660	21,813	22,351	7,360	7,119	7,334	7,897
	(5.6)	(−4.3)	(5.6)	(2.5)	(1.0)	(−3.3)	(3.0)	(7.7)
	〔 13.9〕	〔 5.6〕	〔 8.9〕	〔 9.8〕	〔 9.1〕	〔 −0.2〕	〔 10.5〕	〔 17.9〕
製造業	9,477	9,314	9,807	9,783	3,285	3,194	3,149	3,440
	(13.2)	(−1.7)	(5.3)	(−0.2)	(−0.8)	(−2.7)	(−1.4)	(9.3)
	〔 34.4〕	〔 11.5〕	〔 16.3〕	〔 17.2〕	〔 18.3〕	〔 7.4〕	〔 22.5〕	〔 21.1〕
非製造業（船舶・電力を除く）	12,221	11,600	11,761	12,344	3,943	4,058	3,841	4,445
	(2.5)	(−5.1)	(1.4)	(5.0)	(0.1)	(2.9)	(−5.4)	(15.7)
	〔 2.3〕	〔 0.3〕	〔 3.5〕	〔 4.2〕	〔 3.1〕	〔 −5.2〕	〔 1.5〕	〔 15.4〕
官公需	6,907	6,715	6,310	6,365	2,026	2,002	2,217	2,146
	(3.0)	(−2.8)	(−6.0)	(0.9)	(−9.4)	(−1.2)	(10.7)	(−3.2)
	〔 −10.1〕	〔 2.6〕	〔 −10.8〕	〔 −6.9〕	〔 −12.6〕	〔 −16.3〕	〔 11.3〕	〔 −6.4〕
外需	25,221	25,426	28,817	25,038	9,088	8,900	8,315	7,823
	(9.5)	(0.8)	(13.3)	(−13.1)	(−10.8)	(−2.1)	(−6.6)	(−5.9)
	〔 54.1〕	〔 22.4〕	〔 43.1〕	〔 7.1〕	〔 23.2〕	〔 17.1〕	〔 10.6〕	〔 −3.2〕
代理店	2,391	2,328	2,512	2,588	839	1,035	803	750
	(0.6)	(−2.7)	(7.9)	(3.0)	(1.2)	(23.3)	(−22.4)	(−6.6)
	〔 21.9〕	〔 8.9〕	〔 12.3〕	〔 7.8〕	〔 12.1〕	〔 20.8〕	〔 8.6〕	〔 −4.9〕

（備考）1．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

2．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成22年7～9月	10～12月	23年1～3月	4～6月	平成23年3月	4月	5月	6月
Ⅰ製造業計	13.2	−1.7	5.3	−0.2	−0.8	−2.7	−1.4	9.3
1食品製造業	8.0	−7.2	6.0	1.9	5.0	−7.1	18.1	−2.3
2パルプ・紙・紙加工品	−22.0	−4.3	−25.0	55.9	−21.8	60.7	0.5	26.1
3化学工業	21.4	−11.8	31.5	−10.8	26.8	−25.4	−8.3	36.0
4石油製品・石炭製品	3.3	11.4	−4.6	−10.6	−9.0	−38.6	88.6	−30.8
5鉄鋼業	27.2	−21.6	14.7	−9.2	66.3	−29.0	−22.9	13.2
6非鉄金属	29.4	−17.0	13.4	27.9	−23.9	−13.9	97.1	8.5
7金属製品	6.2	−13.7	27.0	8.3	3.0	5.9	10.3	−2.6
8一般機械	10.0	9.1	8.3	−13.3	−3.4	−15.0	−0.7	7.5
9電気機械	2.2	3.6	16.1	1.3	32.1	−17.2	−2.4	0.9
10情報通信機械	18.8	28.4	−30.5	20.4	−11.5	14.2	28.4	−30.2
11自動車・同付属品	−5.6	17.7	2.4	−6.7	−18.0	1.3	2.9	8.9
12造船業	23.2	10.4	61.1	−65.6	34.2	−81.2	124.2	−22.7
13その他輸送用機械	38.8	−18.0	20.7	−20.0	−7.9	32.4	−45.4	47.4
14精密機械	−3.3	1.9	9.6	38.2	−3.3	9.7	31.5	28.2
15「その他製造業」	−4.1	−5.7	15.2	17.1	−10.3	11.8	−3.5	33.4
Ⅱ非製造業計	9.7	−0.4	0.6	4.0	−25.1	−0.6	16.7	26.8
16農林漁業	0.0	−4.6	6.0	12.9	−6.9	17.2	12.7	−13.3
17鉱業・採石業・砂利採取業	−10.2	32.8	3.1	13.1	−46.3	1.1	68.2	8.6
18建設業	20.4	−5.1	−0.3	27.3	1.9	1.6	41.5	−7.8
19電力業	23.7	23.8	7.2	−7.7	−73.3	4.8	140.7	15.3
20運輸業・郵便業	−3.7	−4.6	5.8	−15.2	−8.2	−27.4	−9.6	102.5
21通信業	−4.4	3.6	−0.4	−1.7	−1.8	−1.4	−1.5	−0.6
22卸売業・小売業	7.3	−10.2	−3.5	−1.6	−7.4	−8.7	35.8	−19.2
23金融業・保険業	7.3	2.5	−8.1	−6.7	16.2	−32.0	−2.3	48.6
24不動産業	39.4	−5.9	−11.0	−1.4	−6.4	36.7	4.3	−27.4
25情報サービス業	−2.4	−8.1	6.9	13.9	14.8	14.4	−12.8	−4.8
26リース業	−16.6	4.6	15.8	11.9	7.6	4.5	−7.4	16.9
27「その他非製造業」	24.7	−22.6	1.6	29.4	−5.2	38.6	−6.4	−2.3

（備考）1．季節調整系列の対前期（月）増減率。

2．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。

3．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。

4．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

諸　事　項

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者の承継人から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年８月18日　　関東経済産業局長　照井　恵光

名称	株式会社ライフ
本店の所在地	神奈川県横浜市青葉区荏田西一丁目３番地20
登録番号	関東（包）第65号
営業廃止年月日	平成23年７月１日